

◎新潟県教育委員会訓令第3号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県教育委員会
教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「削除別表の号」という。）を削り、同表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表の号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加別表の号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除別表の号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表第1（第3条関係） （教育次長共通専決事項） （1）・（2）（略） （3）次長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、<u>修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除</u>（結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするもの及び教育長が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）のうち4日以内の休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8—55号）第15条第1項第13号に規定する休暇（以下「夏季休暇」という。）に係る5日以上のものを含み、研修及び兼職に係るものを除く。）並びに政策監、課長及び出先機関等の長の5日以上 の休暇等（研修及び兼職に係る4日以内のものを含み、夏季休暇を除く。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務課長に合議すること。）。 （4）～（11）（略）</p> <p>別表第2（第4条関係） （課長共通専決事項） （1）～（9）（略） （9）の2 <u>個人情報ファイル簿の作成等</u>、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等を行うこと。 （10）～（26）（略）</p> <p>別表第4（第5条関係） （教育次長及び課長の個別的専決事項） 総務課～福利課（略）</p>	<p>別表第1（第3条関係） （教育次長共通専決事項） （1）・（2）（略） （3）次長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、<u>修学部分休業及び職務専念義務の免除</u>（結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするもの及び教育長が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）のうち4日以内の休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8—55号）第15条第1項第13号に規定する休暇（以下「夏季休暇」という。）に係る5日以上のものを含み、研修及び兼職に係るものを除く。）並びに政策監、課長及び出先機関等の長の5日以上 の休暇等（研修及び兼職に係る4日以内のものを含み、夏季休暇を除く。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務課長に合議すること。）。 （4）～（11）（略）</p> <p>別表第2（第4条関係） （課長共通専決事項） （1）～（9）（略） （9）の2 <u>個人情報取扱事務の登録等</u>、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等を行うこと。 （10）～（26）（略）</p> <p>別表第4（第5条関係） （教育次長及び課長の個別的専決事項） 総務課～福利課（略）</p>

<p>義務教育課 教育次長専決事項 (略) 義務教育課長専決事項 (1)～(20) (略) <u>(21)及び(21)の2 削除</u></p> <p>(22)～(39) (略) 高等学校教育課～保健体育課 (略)</p> <p>別表第5 (第13条関係) (出先機関及び教育機関の長共通の専決事項) (1) (略) (1)の2 <u>個人情報ファイル簿の作成等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等</u>をすること。 (2)～(6) (略)</p>	<p>義務教育課 教育次長専決事項 (略) 義務教育課長専決事項 (1)～(20) (略)</p> <p><u>(21) 教育職員免許状の有効期間の更新及び延長</u> <u>をすること。</u> <u>(21)の2 免許状更新講習(免許法第9条の3第</u> <u>1項に規定する免許状更新講習をいう。)の修了</u> <u>確認、修了確認期限の延期及び受講免除認定を</u> <u>すること。</u></p> <p>(22)～(39) (略) 高等学校教育課～保健体育課 (略)</p> <p>別表第5 (第13条関係) (出先機関及び教育機関の長共通の専決事項) (1) (略) (1)の2 <u>個人情報取扱事務の登録等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等</u>をすること。 (2)～(6) (略)</p>
---	--